

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 村上建設工業株式会社

業者の住所 : 宮城県仙台市若林区若林7-2-8

2 指名停止の期間 : 令和4年5月18日～令和4年6月17日(1か月)

3 指名停止の措置対象地区 : 東北地区

4 事実概要

当該業者の取締役は、同社が入場していた石巻市鮎川浜南地内の工事現場で、令和3年2月23日、同社の作業員が地上から約3.5m突出していたマンホール最上部から降りる際に使用した脚立が折れて墜落して負傷し休業4日以上を要したのに、同市築山四丁目にある同社の資材置場で負傷した旨の虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を同年3月3日に提出したとして、令和3年12月9日に石巻簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第15号(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象地区
1～14 省略	省略
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として1か月以上9か月以内
16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)